

広情個審第62号
平成31年1月7日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年4月27日付け広市教学健第53号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第47号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年4月27日付け広市教学健第53号の諮問事案（諮問第47号事案）

平成28年3月14日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月28日付け広市教学健第303号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同月29日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記保有個人情報開示請求に対して行った、部分開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った本件開示請求に対し、実施機関が行った部分開示決定について、全てを開示せよというものである。

(2) 異議申立ての理由

私の個人情報に対する検討であり、影響を受けるのは私だけであり、ほかの市民や市の行政になんら悪影響が及ばない。市職員の不祥事が明らかになるのを恐れた不当な決定である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書での主張を要約すると、次のとおりである。

本件処分に係る異議申立ての対象となる保有個人情報のうち、「教育委員会学校安全対策担当事務記録（平成24年7月30日）」には、関係者から聴取した情報を含む内部協議に関する内容が記録されており、これは実施機関が行う学校安全に関する事務の内部協議の情報であり、公にすることに

より、被聴取者と実施機関との信頼関係が損なわれるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第11条第4号に該当すると判断した。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

当審査会が見分したところ、本件不開示部分には、実施機関が関係者から聴取した情報を含む内部協議の情報が記載されている。

本件不開示部分を開示した場合、被聴取者と実施機関との信頼関係が損なわれるなど、学校安全に関する事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、条例第11条第4号に該当することから、部分開示決定が妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 4. 27	広市教学健第53号の諮問を受理（諮問第47号で受理）
30. 10. 4 (第1回審査会)	第2部会で審議
30. 11. 1 (第2回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学法学部教授